

室戸市社会福祉協議会の役員・評議員の報酬及び費用弁償支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室戸市社会福祉協議会の役員・評議員の報酬及び費用弁償としての旅費を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員・評議員の報酬額は次の各号に定める額とする。

(1) 理事（会長の職にある者）

月額 50,000円

(2) 理事 日額 4,000円

(3) 監事 日額 4,000円

(3) 評議員 日額 4,000円

2 会長の職にある者がその職務として勤務した日以外の報酬額は、第1項第2号の報酬額と同額を支給する。

3 第1項第2号の報酬額は、職員が理事をかねる場合において、職員の給与と併給しない。

(支給方法)

第3条 日額により報酬を定めている役員・評議員の報酬は、勤務日数に応じ、その都度支給する。

2 月額報酬を定めている理事の報酬は、月毎に支給する。ただし、月の途中で離職した場合は、日割り計算による。

(旅費)

第4条 役員及び評議員が会議等に出席した場合又は業務の為旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の算出基地は、居住地とする。ただし、国及び地方公共団体の職員が役員又は評議員である場合は勤務地又は居住地で積算し、金額の少ない額を支給する。

(旅費の支給方法)

第5条 役員・評議員の旅費の支給方法については、室戸市社会福祉協議会旅費規程による。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

理事会議決 平成18年3月6日 評議員会議決 平成18年3月29日

附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

理事会議決 平成21年3月17日 評議員会議決 平成21年3月17日

附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成30年1月1日から施行する。